

(第2章：施策の展開) (第3節：自分らしく本人が望む生活ができること)

ことにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図る事業です。

要介護認定の適正化については、新規、変更及び更新の認定調査を直営である地域包括支援センターの職員が実施しており、今後も同様に進めることで介護給付費の適正化につなげていきます。

○要介護認定 適正化の実施目標

|     | R6 年度 |     |    | R7 年度 |     |    | R8 年度 |     |    |
|-----|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|----|
|     | 新規    | 更新  | 区変 | 新規    | 更新  | 区変 | 新規    | 更新  | 区変 |
| 目標値 | 140   | 410 | 60 | 140   | 410 | 60 | 140   | 410 | 60 |
| 実績値 |       |     |    |       |     |    |       |     |    |

イ：ケアプランの点検・住宅改修の点検・福祉用の点検

(第9期計画から住宅改修の点検・福祉用具の点検を統合)

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所に資料提出を求め又は訪問調査を行い、保険者や地域包括支援センターの職員が点検及び支援を行います。これにより個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供については改善を図っていく事業です。

ケアプラン点検については、地域包括支援センターの職員が、認定有効期間の更新時に作成されたケアプランが、自立支援につながるものとなっているか、介護給付は適正かといった保険者の視点で実施をしていきます。また、運営指導の際にも点検を行っていきます。

さらに県が実施している「ケアプラン点検アドバイザー派遣事業」なども活用しながら、保険者・地域包括支援センター・介護支援専門員の資質向上や、様々な視点からのケアプラン点検を行い、より適正な給付に繋げていきます。

○ケアプラン点検の実施目標

|     | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 目標値 | 300   | 300   | 300   |
| 実績値 |       |       |       |

住宅改修の点検については、実施しようとする利用者の実態確認や工事見積書の点検等を行うことで、利用者における必要性を確認する事業です。

福祉用具の点検は、訪問調査や書面での確認を行うことで、その福祉用具が利用者の身体状態に即しているか必要性を確認する事業です。

(第2章：施策の展開) (第3節：自分らしく本人が望む生活ができること)

住宅改修・福祉用具の点検については、地域包括支援センター職員のほか専門職（介護支援専門員、リハビリ職）による家屋調査、事前協議を行い、自立支援につながる支援か、給付は適正かといった視点で点検を実施しています。

当町では、住宅改修・福祉用具ともに改修前・購入前の事前確認を行っています。また改修後・購入後の確認も行っており、引き続き適正な給付を実施していきます。

○住宅改修・福祉用具の点検実施目標

|     | R6年度 |    | R7年度 |    | R8年度 |    |
|-----|------|----|------|----|------|----|
|     | 改修   | 用具 | 改修   | 用具 | 改修   | 用具 |
| 目標値 | 24   | 60 | 24   | 60 | 24   | 60 |
| 実績値 |      |    |      |    |      |    |

ウ：医療情報との突合・縦覧点検

○医療情報との突合

介護サービス利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る事業です。

○縦覧点検

介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提出された介護サービスの整合性、算定回数、算定日数等の点検を行うことで請求内容の誤りを早期に発見する事業です。

医療情報との突合・縦覧点検は長野県国民健康保険団体連合会に委託しており、誤り等のある場合は事業所への過誤請求までを実施しています。今後は国保連より提供される情報を活用し、町独自の分析を推進していきます。

② 例外的な介護保険サービスに対する確認

次のような例外的な介護保険サービスを提供し給付を算定する場合は、市町村の確認が必要となります。確実に例外給付についての申請を行ってもらい内容を確認することで、介護給付の適正化と、利用者本位のサービス提供につなげていきます。

ア：軽度者に対する福祉用具の貸与

要支援者及び要介護1の認定者に係る福祉用具貸与については、その要介護度から見て使用が想定しにくいという理由から、特定の福祉用具については給付できないことになっています。しかしながら、利用者の安心安全な在



(第2章：施策の展開) (第3節：自分らしく本人が望む生活ができること)

宅生活を支援する観点から、厚生労働大臣が定める状態にある方については、適切なケアマネジメントに基づき利用することも可能です。主治医と地域包括支援センターの意見書やサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要だと判断されている場合には、内容を確認したうえで、貸与の実施をしていきます。

イ：訪問介護における日常生活援助の利用

訪問介護において生活援助中心型の単位を算定できるのは、利用者がひとり暮らしであるか、または家族が障がいや疾病等のため家事を行うことが困難な場合とされています。このような状況以外に、居宅サービス計画に生活援助が必要なやむを得ない事情が記載されており、単位算定について申請がされれば、その内容を確認し給付を決定していきます。

ウ：通院に伴う訪問介護員による乗降介助・院内介助

要介護4または5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間を要する身体介護を行う場合は、乗降介助の単位ではなく、その所要時間に応じた身体介護中心型の所定単位を算定できるので、算定にあたり内容の確認をしています。

また、院内介助については、適切なケアマネジメントが行われており、院内スタッフ等による対応が難しく、見守りが必要な場合は単位の算定を認めていきます。

エ：短期入所の利用に関する算定

短期入所の利用については、厚生省令により、「要介護等の有効期限のおおむね半数を超えないようにしなければならない。」と規定されていますが、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、その内容が適正であると判断される場合には、居宅サービス計画に目安を超えてサービス利用が必要な理由を明示し、確認することで利用を認めていきます。

オ：訪問回数の多いケアプランの届出

平成30年10月以降介護支援専門員は、国が定める回数以上の訪問介護(生活援助型)をケアプランに位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由をケアプランに記載するとともに市町村に届け出ることが義務付けられました。要介護度に応じ、1か月につき下表に掲げる回数を超える場合は、届け出に基づきこれに対する給付が適正か否か審査を行っていきます。

○国が定める(訪問介護の)介護度別の訪問回数の上限

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回  | 34回  | 43回  | 38回  | 31回  |

## 第4節 お互いに認めあい、支えあうこと

### 1 地域共生社会の実現に向けた取組と地域包括ケアシステムの深化・推進

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を指します。

#### (1) 地域共生社会実現のための包括的支援体制の構築

近年、社会問題となっている「8050 問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など、高齢者のみならず、個人・世帯が複数の課題を抱えている場合があります。こうした場合、課題ごとの対応に加えて複数の課題をすべて捉えて関わっていくことが必要になります。

このような複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、関係する町の機関・部署（地域包括支援センター、高齢者係、福祉係、こども課など）が連携しながら包括的な支援を行う必要があります。

また、社会福祉協議会や居宅介護支援事業所など関係機関とも連携を図りながら、支援を必要とする住民が孤立しないよう、一体的にアプローチができるような体制整備を図ります。

#### (2) 社会福祉協議会・介護保険事業所等が実施する地域福祉活動への支援

地域の方が気軽に集まれる交流の場としての「ふれあい・いきいきサロン」、住民同士相互に助け合う心を大切にした支え合い活動のほか、医療機関や介護保険事業所が展開する地域福祉活動を支援していきます。

特に、ふれあい・いきいきサロンについては、高齢者の介護予防、社会参加、通いの場の整備、地域の支え合いの体制整備の観点から、町が実施する地区健康教室等の介護予防事業と連携し推進していきます。

#### (3) 地域包括ケアシステムの深化と推進

介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を安心して継続できるよう、行政ばかりでなく、医療機関や介護事業所、民間団体や住民ボランティアなどあらゆる地域資源が連携しながら、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）をさらに深化・推進していきます。

##### ① 在宅医療・介護連携推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、町内の医療機関や佐久医師会等の協力を得



ながら、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの在宅医療と介護サービスの情報共有など様々な局面で連携を図ることのできる体制整備に取り組めます。

## ② 生活支援体制整備事業

高齢者の日常的な困り事に対して、地域全体（医療、介護のサービスだけではなく、NPO法人、民間企業、農業協同組合、自治会、社会福祉協議会、住民主体の任意団体等の多様な主体）で連携しながら、住民同士の支え合いのしくみづくりや、サービス体制の充実・強化を図っていきます。

特に高齢者の社会参加を促進し、地域の担い手として活躍してもらうことは地域包括ケアシステムの深化にもつながると同時に、生きがいや介護予防にもつながることが期待できます。

当町では、生活支援体制整備協議体、生活支援コーディネーターを配置し、以下のような取り組みを推進していきます。

- 生活支援体制整備協議体（第1層）：年2～3回開催
  - ・日常生活支援に係る啓発、機運醸成に関する活動の協議
  - ・日常生活支援に係る地域課題の検討
- 生活支援体制整備協議体（第1.5層）：4ヶ月に1回程度開催
  - ・担当者レベルによる日常生活支援に係る諸課題についての協議
  - ・地域の担い手の発掘、育成
  - ・協議体活動、地域活動の広報紙発行についての協議
  - ・社会福祉協議会や町など関係機関との連携調整
- 第2層生活支援体制整備事業
  - ・社会福祉協議会への委託事業による地域の支え合いの体制整備の推進
  - ・地区サロンの運営支援を通して地域の通いの場の整備
  - ・ボランティア活動の支援、拡充
  - ・買い物や通院等の移動手段についての検証・検討

## ③ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」を配置しています。

- 認知症初期集中支援チーム
  - ・専門医、専門職等によって構成され、認知症により医療的なアプローチが必要な高齢者等に早期の段階から適切な診断や医療ケアが受けられるよう関係機関が連携し支援します。
- 認知症地域支援推進員
  - ・認知症に関する正しい知識と理解に基づき、本人と家族へ総合的継続的な支援を実施します。（戸別訪問、相談事業など）

- ・「ふるさとカフェ（認知症カフェ）」を実施します。
- ・「介護者のつどい」を実施します。（ふるさとカフェとの連携）

④ 高齢者の住まいに関するニーズへの支援

高齢者のニーズや状況に対応した住まいを確保するため、居住する住宅の改修（介護保険住宅改修）をはじめとした相談に応じるとともに、必要な方には高齢者生活福祉センターの利用を促していきます。また、多様化する高齢者のニーズに沿った情報提供を行うことで、安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援していきます。

- ・ 有料老人ホームに関する情報について県と連携を図り、必要な住民へ情報提供をしていきます。
- ・ 住民のニーズに応じた多様な住まい（ケアハウス、サ高住など）について広域的な情報収集と情報提供をしていきます。
- ・ 生活困窮高齢者に対する住まいと生活支援の一体的な実施に取り組みます。

⑤ 地域ケア会議の実施

個別の困難ケースを検討する「地域ケア会議」は随時開催しています。個別ケースの検討から地域課題が明確化することもあり、関係機関が連携し支援や課題解決を行います。また、町内介護保険事業所関係者で組織された「高齢者支援委員会」でも地域課題解決に向けた検討・実践が行われています。

さらに「高齢者福祉推進委員会」は、地域ケア推進会議の最高機関として、高齢者福祉推進に関する政策形成、施策立案の検討を行うこととなっています。

○地域ケア会議（個別会議）

- ・ 個別ケースなどから地域課題を分析し施策反映につなげます。
- ・ 事例検討会では、本人の自立支援や給付適正化につながる支援を検討します。

○高齢者福祉推進委員会（地域ケア推進会議）

- ・ 地域ケア会議等で分析された地域課題の解決に向けた政策形成を図ります。
- ・ 老人福祉計画、介護保険事業計画の策定、評価を行います。

○高齢者支援委員会

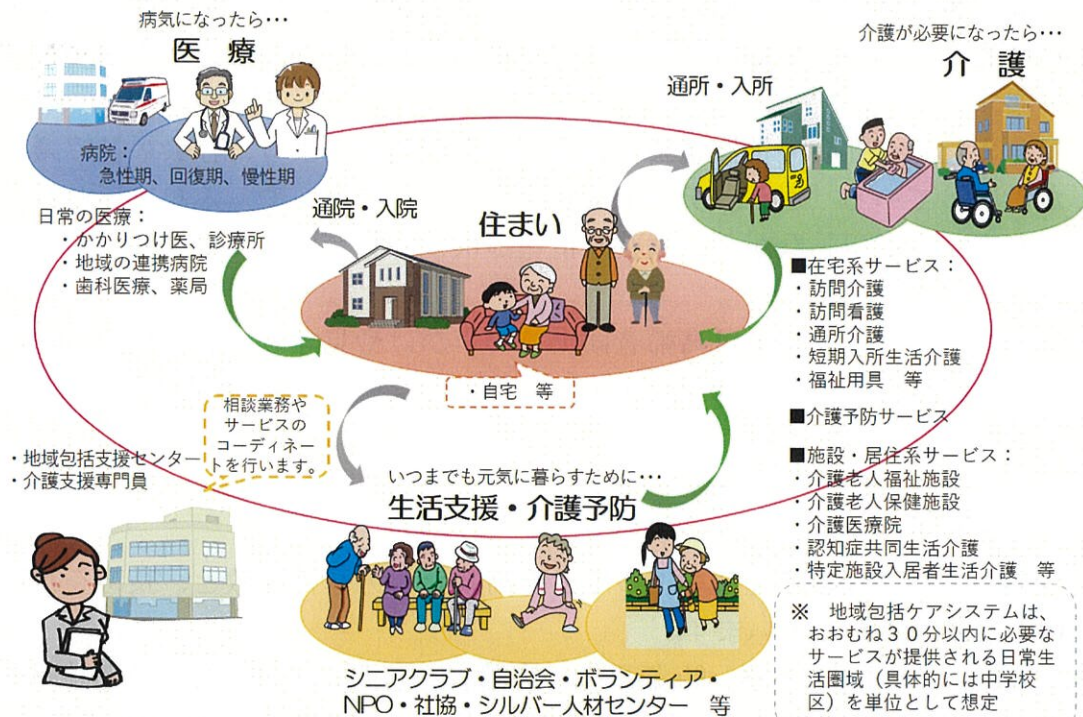
- ・ 一般介護予防学習会の開催
- ・ 介護関係者学習会の開催
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 徘徊高齢者搜索模擬訓練の実施



## ⑥ 介護情報基盤の整備

現在、介護サービス利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散しています。医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、町・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備を推進していきます。

## 地域包括ケアシステムの姿



## 2 多様な生きがいがづくりと社会参加の促進

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動などの社会参画を支援するとともに、長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会とも連携して就業機会の確保を図ります。

### (1) シニアクラブの育成・支援

高齢期の生活が「ゆとり・うるおい・やすらぎ」に満ちた心豊かなものであるためには、心からうちとける仲間が必要です。特に生活の基盤である地域社会での仲間づくりが大切と考えられることから、地域のシニアクラブの育成を支援していきます。

なお、近年、シニアクラブへの新規会員の加入が少なく、会員の高齢化が進み、活動休止や解散するクラブも見受けられます。新規会員が増えるような魅力的な事業に取り組んでもらえるよう支援していきます。

○シニアクラブ数及び会員数の推移

|        | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 単位クラブ数 | 33     | 33     | 33     | 31     | 29     | 30     | 27     |
| 会員数    | 1, 276 | 1, 314 | 1, 246 | 1, 248 | 1, 120 | 1, 116 | 1, 000 |

※資料：町高齢者係

(2) ボランティア活動の推進

高齢者等実態調査でも、社会参加として生きがいを持ってボランティア活動をしている、または今後やってみたいと回答している方が少なからずいます。

そのため、社会福祉協議会や各種団体との連携により、社会福祉協議会が設置している「ボランティアまちづくりセンター」や「ふれあいサポート制度」を活用しながら、調整や情報提供、人材育成の支援を行っていきます。

また、地域においては高齢者同士での声かけや見守り、話し相手になるなど、ちょっとしたボランティアや支援でお互いに支え合うための体制づくりなどを検討していきます。

(3) 敬老事業の実施

当町では、今まで社会を担ってきた高齢者の方への尊敬と、長寿を祝い敬老事業を実施しています。

事業は、町長が88歳、99歳以上の高齢者を訪問し長寿を祝う敬老訪問事業と、区等が主体となって開催する地区敬老事業があります。地区敬老事業は地域での交流の場としてだけでなく、災害などの有事の際の助け合いにも繋がるコミュニティー活動と位置付けています。

今後も、両事業の趣旨が効果的かつ効率的に達成できるよう事業を展開していきます。

(4) シルバー人材センター事業への支援

地域に在住する高齢者に就業の機会を提供し、生きがいや生活の安定、地域づくりの推進を図ることを目的とするシルバー人材センターへの支援をしていきます。また、シルバー人材センターの実施している家事援助サービスなどの事業の周知も行っていきます。

(5) 地域の絆と力を高めるための活動への協力

趣味や体験講座など、個人の教養や能力の向上を養う活動に加え、地域の絆と力を高める社会教育活動に協力し、住民の持っている力を引き出し、その力を地域へ結びつける活動を推進します。

今までに公民館活動では、住民を対象にした正月飾り用わら細工や、小



中学生を対象とした将棋、日本舞踊、書道等のこども公民館講座において、現役を退かれた方々が指導にあたっています。このような高齢者の経験と能力が発揮できる場を提供できるよう、公民館等と連携を図っていきます。

また、長野県長寿社会開発センター主催による長野県シニア大学は、学習や交流、仲間づくり等を通して「地域と関わる人材」の育成を目指していく講座です。当事業を周知し多くの方に受講いただき、卒業後は町や地域で地域活動を推進していただけるような仕組みづくりを検討していきます。

#### (6) 住民主催による健康教室活動等への支援

高齢者一人ひとりが、自身の健康に関心を持ち、健康づくりに関する取り組みを行うことが重要であることから、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行い、高齢者自身で健康状態の把握ができるように支援します。

また、これからは高齢者自ら介護予防や生活支援の担い手となり活躍していただく必要があります。当町には「地域いきいき健康クラブ」など、住民主体の自主活動グループがあります。このようなグループの自主性を尊重しながら、活動しやすい環境を整え支援をしていきます。

### 3 災害・感染症対策の推進

近年、地球温暖化等の影響により頻発する豪雨や、地震といった大規模災害が社会全体の大きな脅威となっています。

当町においても令和元年台風第19号災害により、町の東部を中心に家屋やライフラインなどが甚大な被害を受け、高齢者や社会的弱者の安否確認や大規模な避難誘導、災害後の支援などを経験することとなりました。

また新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類に移行しましたが、感染が完全に終息したわけではありありません。「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」に向けて災害・感染症対策を推進します。

#### (1) 災害から命をまもるための取組（災害対策）

災害時には命を守る行動が最優先されます。疾病や下肢筋力低下等で迅速な避難の難しい高齢者等を安全に避難誘導するため、関係機関との連携を強化します。

##### ① 要避難支援者リストの作成

福祉係が中心となり民生児童委員や地区役員の協力を得ながら、リストを作成・更新します。

##### ② 要避難支援者リストの関係機関との情報共有・連携強化

(第2章：施策の展開)(第4節：お互いに認めあい、支えあうこと)

有事を想定し事前に町と関係機関（警察・消防本部・消防団・民生児童委員等）で対象者の情報共有を行い災害時に備えます。

③ 居宅介護支援事業所との連携

要避難支援者の心身の状態や安否確認、避難誘導の方法、支援者の情報などについて情報共有を行い、有事の際に迅速に対応できるよう努めます。

④ 福祉避難所との連携・支援

町との協定により「特養佐久穂愛の郷」と「老人保健施設さやか」の2施設を福祉避難所として指定しています。高齢者や障がいのある方については特別な対応が必要なケースが想定されるため必要な避難場所の確保に努めます。

(2) 感染症から命を守る取組（感染症対策）

基本的な感染症対策を講じつつ、高齢者の安全と介護サービスや医療ケアの提供を継続していくための感染症予防対策を推進します。

① 感染予防の周知

新型コロナウイルス感染症は5類に移行となり、行政から一律に外出自粛等を要請することはなくなりましたが、国や県などの関係機関から感染症等に関する情報提供があれば、随時周知を図ります。

② 高齢者施設等との連携・支援

高齢者施設における感染症対策については、重症化リスクが高い高齢者が生活していることや施設に従事する職員の安全を踏まえ、当面の間は基本的な感染対策をお願いするとともに、必要に応じて感染症等に関する情報共有や支援を行います。



(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

### 第3章 介護サービス見込量と達成目標

#### 第1節 人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み

##### 1 人口の推計

当町の将来の総人口及び高齢者人口の推計は表 5-1 のとおりです。町の総人口は減少が続きます。一方、高齢者人口は 4,000 人をわずかに上回る状況が続くものの、今後は緩やかではありますが減少局面に入ると推計しています。

総人口も高齢者人口も減少しますが、総人口の減少率が大きいいため高齢化率は今後も上昇し続けると推計しています。

表 5-1

単位：人

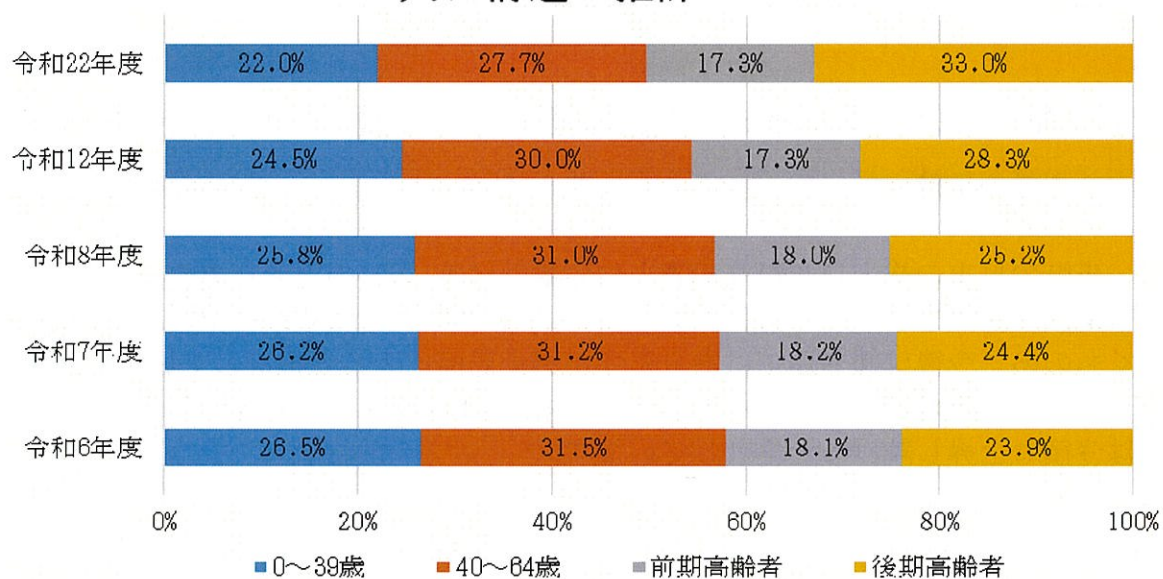
| 年度       | 令和6年度 |        | 令和7年度 |        | 令和8年度 |        | 令和12年度 |        | 令和22年度 |        |
|----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口      | 9,588 | 100.0% | 9,431 | 100.0% | 9,266 | 100.0% | 8,606  | 100.0% | 6,993  | 100.0% |
| 39歳以下    | 2,538 | 26.5%  | 2,467 | 26.2%  | 2,394 | 25.8%  | 2,105  | 24.5%  | 1,535  | 22.0%  |
| 40歳以上    | 7,050 | 73.5%  | 6,964 | 73.8%  | 6,872 | 74.2%  | 6,501  | 75.5%  | 5,458  | 78.0%  |
| 40～64歳   | 3,020 | 31.5%  | 2,941 | 31.2%  | 2,869 | 31.0%  | 2,579  | 30.0%  | 1,937  | 27.7%  |
| 65歳以上    | 4,030 | 42.0%  | 4,023 | 42.7%  | 4,003 | 43.2%  | 3,922  | 45.6%  | 3,521  | 50.4%  |
| 65～74歳   | 1,740 | 18.1%  | 1,718 | 18.2%  | 1,672 | 18.0%  | 1,490  | 17.3%  | 1,212  | 17.3%  |
| 65～69歳   | 830   |        | 799   |        | 782   |        | 716    |        | 591    |        |
| 70～74歳   | 910   |        | 919   |        | 890   |        | 774    |        | 621    |        |
| 75歳以上 C  | 2,290 | 23.9%  | 2,305 | 24.4%  | 2,331 | 25.2%  | 2,432  | 28.3%  | 2,309  | 33.0%  |
| 75～79歳   | 792   |        | 807   |        | 815   |        | 847    |        | 649    |        |
| 80～84歳   | 612   |        | 621   |        | 634   |        | 684    |        | 615    |        |
| 85歳以上    | 886   |        | 877   |        | 882   |        | 901    |        | 1,045  |        |
| 高齢化率 B/A | 42.0% |        | 42.7% |        | 43.2% |        | 45.6%  |        | 50.4%  |        |

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

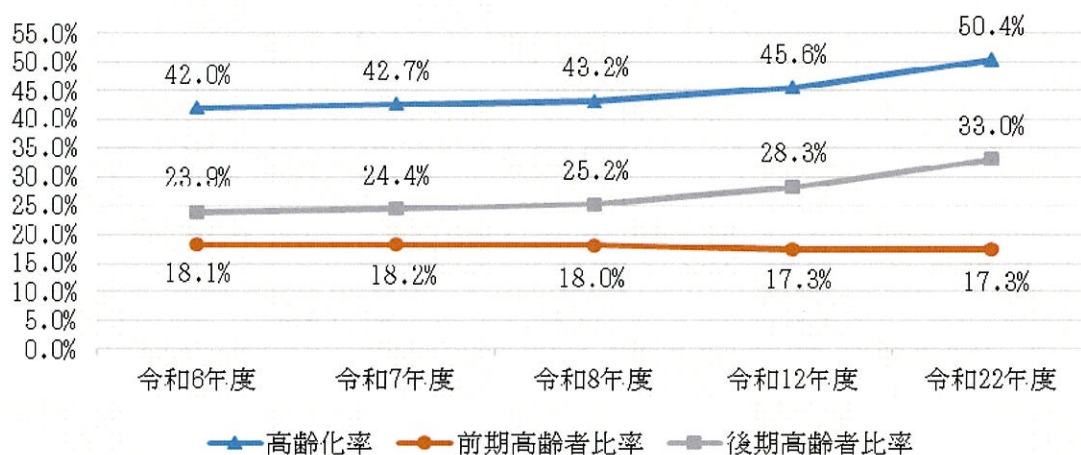
(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

### 人口構造の推計



※資料：表5-1

### 高齢化率とその推移



※資料：表5-1

※小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が合致しない場合があります。

## 2 第1号被保険者の推計

第9期計画における第1号被保険者数は表5-2のとおりです。4,000人をわずかに上回る状況が続きますが、中長期的には緩やかな減少局面に入ったと推計しています。

表5-2

単位：人

|          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 第1号被保険者数 | 4,030 | 4,023 | 4,003 | 3,922  | 3,521  |



### 3 要介護・要支援認定者の推計

第9期計画における要介護・要支援認定者数は表5-3のとおりです。近年の要介護度別認定者数などの実績を基に、将来高齢者の人口と年齢構成を加味しながら推計しています。

今後も、認定者数は700人前後で推移すると推計しており、令和22年(2040年)の高齢者人口に対する要介護認定者の割合は20%を超えると見込んでいます。

表5-3

単位：人

|      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 要支援1 | 40    | 41    | 41    | 42     | 45     |
| 要支援2 | 85    | 86    | 86    | 84     | 88     |
| 要介護1 | 134   | 133   | 131   | 136    | 138    |
| 要介護2 | 149   | 148   | 147   | 144    | 154    |
| 要介護3 | 121   | 120   | 120   | 118    | 120    |
| 要介護4 | 105   | 103   | 104   | 101    | 104    |
| 要介護5 | 61    | 62    | 61    | 60     | 59     |
| 計    | 695   | 693   | 690   | 685    | 708    |
| 認定率  | 17.2% | 17.2% | 17.2% | 17.5%  | 20.1%  |

※資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

### 4 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画策定において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、介護サービス事業所等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとされています。具体的に国は、中学校区を日常生活圏域の単位として想定していることや、地域包括支援センターの設置個所数を考慮すべきとしています。

そこで当町では、町内一円をひとつの日常生活圏域として設定します。

### 5 介護給付サービスの目標値

ここでは、要介護1～5の認定を受けた方が利用する介護保険サービスの実績と計画量を記載しています。それぞれのサービスについて、令和3年度から令和5年度までの実績値（令和5年度は年度中途までの実績に基づく推計値）と、令和6年度以降は利用者等の推計値となります。

なお、令和6年度以降の推計は、国より指定された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計ソフトを基に算出しています。

#### (1) 居宅サービス

##### ① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

介護、日常生活上の世話、掃除、洗濯、通院等のための乗車または降車の介助等を行うサービスです。サービス内容により、身体介護、生活援助、通院等乗降介助の3つに分類されます。

|        | R3    | R4     | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 1,452 | 1,488  | 1,536 | 1,572 | 1,596 | 1,620 | 1,596 | 1,584 |
| 利用実績人数 | 1,426 | 1,492  | 1,500 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 98.2% | 100.3% | 97.7% |       |       |       |       |       |

訪問介護は、通所介護などとともに在宅介護を支える根幹となるサービスです。そのため令和6年度以降の計画値はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

② 訪問入浴介護

利用者の自宅に浴槽や必要な機材を持ち込んで、入浴の介護を行うサービスです。介助があっても自宅の浴槽に入れない方や通所による入浴もできない方が対象となります。

|        | R3     | R4     | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 132    | 132    | 132    | 168 | 168 | 168 | 180 | 168 |
| 利用実績人数 | 147    | 134    | 165    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 111.4% | 101.5% | 125.0% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

③ 訪問看護

看護職員が自宅療養している人を定期的に訪問し、医師の指示に基づき健康チェックや療養上の支援や医療処置を行うサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 1,860 | 1,908 | 1,956 | 1,752 | 1,776 | 1,800 | 1,800 | 1,824 |
| 利用実績人数 | 1,727 | 1,623 | 1,668 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 92.8% | 85.1% | 85.3% |       |       |       |       |       |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

④ 訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 528   | 528   | 528   | 420 | 456 | 468 | 468 | 432 |
| 利用実績人数 | 412   | 388   | 396   |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 78.0% | 73.5% | 75.0% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。



(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの医療従事者が利用者の自宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

|        | R3     | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 1,020  | 1,056 | 1,092 | 1,068 | 1,068 | 1,068 | 1,056 | 1,044 |
| 利用実績人数 | 1,138  | 1,036 | 1,008 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 111.6% | 98.1% | 92.3% |       |       |       |       |       |

令和4年度と令和5年度の実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

⑥ 通所介護

利用者が日帰りで通所介護施設に通い、入浴や食事、健康維持や機能訓練などを受けるサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 2,376 | 2,412 | 2,412 | 2,232 | 2,292 | 2,304 | 2,352 | 2,268 |
| 利用実績人数 | 2,114 | 2,033 | 2,124 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 89.0% | 84.3% | 88.1% |       |       |       |       |       |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

⑦ 通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法士や作業療法士等から心身の機能回復や自立支援のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 996   | 996   | 996   | 804 | 876 | 900 | 900 | 840 |
| 利用実績人数 | 813   | 745   | 768   |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 81.6% | 74.8% | 77.1% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

⑧ 短期入所生活介護

在宅で生活している要介護者が、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

|        | R3     | R4     | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 204    | 216    | 228    | 240 | 240 | 240 | 240 | 228 |
| 利用実績人数 | 272    | 237    | 240    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 133.3% | 109.7% | 105.3% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

の計画値を推計しています。

⑨ 短期入所療養介護

在宅で生活している要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。

(※介護療養型医療施設は令和5年度末を持って廃止されます。)

|        | R3     | R4    | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 576    | 588   | 612    | 684 | 684 | 672 | 624 | 600 |
| 利用実績人数 | 585    | 554   | 672    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 101.6% | 94.2% | 109.8% |     |     |     |     |     |

令和3年度と令和5年度の実績値は計画値を上回っています。介護者家族の要望や、冬季などの時節柄の利用なども考慮し、令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑩ 特定施設入居者生活介護

特定施設に入所している要介護者が、自宅にいるのと同じように入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

※特定施設・・・有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム等のうち、介護保険法の基準を満たし都道府県から指定を受け介護保険適用のケアを提供する施設。

|        | R3    | R4    | R5    | R6 | R7 | R8  | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|----|----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 72    | 84    | 84    | 84 | 96 | 108 | 120 | 120 |
| 利用実績人数 | 40    | 60    | 70    |    |    |     |     |     |
| 達成率    | 55.6% | 71.4% | 83.3% |    |    |     |     |     |

実績値は計画値を下回っています。しかしながら近年、施設ニーズが高まり、近隣市町にも有料老人ホーム等が整備されていることから、一定程度の利用を見込み令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑪ 福祉用具貸与

在宅で生活している要介護者を対象に、車椅子や特殊寝台、歩行器など日常生活の補助や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 3,264 | 3,264 | 3,276 | 3,108 | 3,108 | 3,108 | 3,108 | 3,120 |
| 利用実績人数 | 3,112 | 3,118 | 3,060 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 95.3% | 95.5% | 93.4% |       |       |       |       |       |

実績値は計画値を若干下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。



(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

⑫ 特定福祉用具購入費

在宅で生活している要介護者が、入浴や排泄等に使用する福祉用具等を購入した場合に購入費の一部を償還払いで支給するサービスです。

なお、年度ごとに、支給限度基準額（10万円）や原則として同じ種類の福祉用具は購入できないといった制限があります。

|        | R3    | R4    | R5    | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 48    | 48    | 48    | 48 | 48 | 48 | 48  | 48  |
| 利用実績人数 | 45    | 44    | 46    |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 93.8% | 91.7% | 95.8% |    |    |    |     |     |

実績値は概ね計画値どおりとなっています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑬ 住宅改修

在宅で生活している要介護者が、自宅で安全に快適に過ごせることを目的とした一定の工事に対して、費用の一部を償還払いで支給するサービスです。対象工事内容は、手すりの設置、段差の解消、床材や扉の変更などです。

なお、同一住宅における支給限度基準額（20万円）があります。また過去に住宅改修費の支給を受けていても、転居した場合や要介護状態区分が3段階以上上がった場合は、再度、支給限度基準額まで利用できるようになります。

|        | R3     | R4    | R5    | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|--------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 12     | 12    | 24    | 12 | 12 | 12 | 12  | 12  |
| 利用実績人数 | 13     | 4     | 10    |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 108.3% | 33.3% | 41.7% |    |    |    |     |     |

住宅改修が必要な要介護認定者の状況により年度によって利用実績に増減はありますが、実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑭ 居宅介護支援

介護支援専門員が利用者の心身の状況や、利用者本人、家族の希望などを受けて在宅サービスを利用するためのケアプランを作成し、介護サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 4,476 | 4,488 | 4,452 | 4,224 | 4,224 | 4,224 | 4,176 | 4,140 |
| 利用実績人数 | 4,247 | 4,132 | 4,152 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 94.9% | 92.1% | 93.3% |       |       |       |       |       |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、平成18年4月の介護保険制度改正に伴って導入されたサービスです。都道府県知事の指定を受ける介護保険施設とは違い、

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

市町村がサービス提供事業者を指定し、可能な限り住み慣れた地域で生活できるようサービスを提供していきます。

そのため、原則として利用できるのは、地域密着型サービス事業所の所在する市町村に住民票がある方となっています。ただし、特例として市町村間で利用の同意が得られる場合は、ほかの市町村の地域密着型サービスを受けられる場合があります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的にまたは連携しながら行うサービスです。随時とは、利用者がオペレーターに通報することにより、オペレーターから連絡の入った訪問介護員等が訪問します。第9期計画ではサービス量は見込みません。

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。随時とは、利用者がオペレーターに通報することにより、オペレーターから連絡の入った訪問介護員が訪問します。第9期計画ではサービス量は見込みません。

③ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の方を対象とした通所介護で、少人数で入浴、食事、リハビリテーションやレクリエーションなどをして過ごすサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

④ 小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、一人ひとりの生活に合わせて、訪問介護やショートステイを受けることができ、少人数の中で入浴、食事、機能訓練など日常生活の介助を受けるサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けるサービスです。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって共同生活します。認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようにします。

|           | R3    | R4    | R5    | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数    | 228   | 228   | 228   | 216 | 216 | 216 | 216 | 216 |
| 利用実績人数    | 214   | 218   | 216   |     |     |     |     |     |
| 達成率       | 93.9% | 95.6% | 94.7% |     |     |     |     |     |
| 必要定員総数（人） | 18    | 18    | 18    | 18  | 18  | 18  | 18  | 18  |

当町指定のグループホームの定員の状況から、今後も一定の人数で推移



(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

すると推計しています。

⑥ 地域密着型特定施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等で、見守りや食事、身の回りの世話などの生活介護を受けるサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模で運営される介護老人福祉施設です。少人数の入居者に対し、介護老人福祉施設と同様のサービスを受けることができます。第9期計画ではサービス量は見込みません。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる、介護と看護が一体となったサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

⑨ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（宅老所等）で提供されるデイサービスで、利用者は日帰りで入浴や食事、健康維持や機能訓練などのサービスを受けます。

|        | R3    | R4    | R5    | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 648   | 648   | 648   | 576 | 576 | 576 | 588 | 564 |
| 利用実績人数 | 596   | 545   | 492   |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 92.0% | 84.1% | 75.9% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

## 6 予防給付サービスの目標値

ここでは、要支援1・2の認定を受けた方が利用する予防給付サービスの実績と計画量を記載しています。このサービスは、生活機能の維持・向上を図る観点から、地域包括支援センターの保健師等が利用者本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護状態への移行を予防するためのものです。

### (1) 居宅サービス

① 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽や必要な機材を持ち込んで、介護予防を目的として入浴の介護を行うサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

② 介護予防訪問看護

看護職員が自宅療養している要支援者を定期的に訪問し、医師の指示に基づき健康チェックや療養上の世話、医療処置を行うサービスです。

|        | R3     | R4    | R5    | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 432    | 432   | 432   | 384 | 396 | 396 | 396 | 360 |
| 利用実績人数 | 434    | 363   | 312   |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 100.5% | 84.0% | 72.2% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を下回っていますが、令和6年度以降の利用者はコロナ禍以前の水準に徐々に戻ってくると推計しています。

③ 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

|        | R3     | R4     | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 228    | 228    | 216    | 288 | 300 | 300 | 300 | 324 |
| 利用実績人数 | 250    | 249    | 288    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 109.6% | 109.2% | 133.3% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

④ 介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等から療養上の管理や指導を受けるサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 72    | 84    | 84    | 72 | 72 | 72 | 72  | 72  |
| 利用実績人数 | 63    | 65    | 72    |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 87.5% | 77.4% | 85.7% |    |    |    |     |     |

実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑤ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等から、必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

|        | R3     | R4     | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 132    | 132    | 132    | 192 | 204 | 204 | 192 | 204 |
| 利用実績人数 | 142    | 185    | 192    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 107.6% | 140.2% | 145.5% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。



(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

⑥ 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 84    | 84    | 84    | 12 | 12 | 12 | 12  | 12  |
| 利用実績人数 | 27    | 13    | 12    |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 32.1% | 15.5% | 14.3% |    |    |    |     |     |

実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑦ 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し介護予防を目的として、医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

|        | R3     | R4     | R5     | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 12     | 12     | 12     | 24 | 24 | 24 | 24  | 24  |
| 利用実績人数 | 26     | 19     | 24     |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 216.7% | 158.3% | 200.0% |    |    |    |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入所している要支援者が、自宅にいたのと同じように入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。第9期計画ではサービス量は見込みません。

⑨ 介護予防福祉用具貸与

利用者の生活機能の状態を踏まえ、生活機能向上に必要な福祉用具の貸与を行うサービスです。

なお、軽度者に対しては貸与できない品目がありますが、保険者がその必要性を認めた場合は給付対象とすることができます。（軽度者への福祉用具の例外給付）

|        | R3     | R4     | R5     | R6  | R7  | R8  | R12 | R22 |
|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 804    | 804    | 816    | 852 | 852 | 852 | 828 | 876 |
| 利用実績人数 | 893    | 882    | 840    |     |     |     |     |     |
| 達成率    | 111.1% | 109.7% | 102.9% |     |     |     |     |     |

実績値は計画値を上回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

(第3章：介護サービス見込量と達成目標)

(第1節：人口・要介護認定者数の推計及び介護サービス量の見込み)

⑩ 特定介護予防福祉用具購入費

介護予防に資する入浴や排泄等に使用する福祉用具等を購入した場合に購入費の一部を償還払いで支給します。

|        | R3     | R4    | R5     | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|--------|-------|--------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 12     | 12    | 12     | 12 | 12 | 12 | 12  | 12  |
| 利用実績人数 | 13     | 9     | 12     |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 108.3% | 75.0% | 100.0% |    |    |    |     |     |

実績値はほぼ計画値のとおりとなっています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑪ 介護予防住宅改修

自宅で安全に快適に過ごせることを目的とした一定の工事に対して、工事費の一部を償還払いで支給します。対象工事内容は、手すりの設置、段差解消、床材や扉の変更などです。

|        | R3    | R4    | R5    | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
|--------|-------|-------|-------|----|----|----|-----|-----|
| 利用計画人数 | 12    | 12    | 12    | 12 | 12 | 12 | 12  | 12  |
| 利用実績人数 | 8     | 4     | 10    |    |    |    |     |     |
| 達成率    | 66.7% | 33.3% | 83.3% |    |    |    |     |     |

実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。

⑫ 介護予防支援

介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が利用者の生活機能の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施します。

|        | R3     | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R12   | R22   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用計画人数 | 1,200  | 1,200 | 1,200 | 1,236 | 1,236 | 1,236 | 1,128 | 1,164 |
| 利用実績人数 | 1,251  | 1,170 | 1,128 |       |       |       |       |       |
| 達成率    | 104.3% | 97.5% | 94.0% |       |       |       |       |       |

令和4年度と令和5年度の実績値は計画値を下回っています。現状の実績値を踏まえ令和6年度以降の計画値を推計しています。